

第353回矢板市議会臨時会

提出議案説明書

平成30年11月

矢 板 市

提 出 議 案 説 明 書

第353回矢板市議会臨時会に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の臨時会に提出いたしました議案は、市長の専決処分事項承認1件であります。

議案第1号 市長の専決処分事項承認については、専決第8号 平成30年度矢板市一般会計補正予算（第3号）であります。

城の湯2号源泉ポンプ故障交換工事に要する経費で、歳入歳出にそれぞれ990万円を追加計上し、予算総額を152億7,950万円に補正したものであります。

歳出についてご説明申し上げますと、民生費の温泉センター施設事業に係る経費を追加計上いたしました。

これに係る財源につきましては、繰入金を追加計上いたしました。

緊急執行を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、法の定めるところにより専決処分をいたしました。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 す い)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。 (省略)

2 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

以下省略

以上が、本臨時会に提出いたしました議案の概要であります。
何とぞ慎重ご審議のうえ、議決されますようお願いいたします。